

令和2年度実地指導概要

(介護保険事業関係)

令和3年9月

目次

	頁
1. 実地指導の実績	1
2. R2年度文書指摘の概況	1
3. R2年度文書指摘状況（介護保険施設・事業所別）	1
4. R2年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所）	2
5. 文書指摘の主な事項（年度別）	3
6. 文書指摘事項の具体的内容	4
7. 介護報酬の返還状況（H14年度～R2年度）	6

1. 実地指導の実績

区 分	実地指導対象数	実地指導数	実施率(%)
介護保険事業	1,441	232	16.1
施設サービス事業	123	26	21.1
居宅サービス事業	855	131	15.3
介護予防サービス事業	463	75	16.2

※ 実地指導対象数は、令和3年3月31日現在

2. R2年文書指摘の概況

区 分	介護保険施設・事業所
実地指導施設・事業所	232
文書指摘施設・事業所	7
指摘率(%)	3.0
指摘件数	13

3. R2年度文書指摘状況（介護保険施設・事業所別）

区 分	介護保険施設・事業所			
	施設サービス	居宅サービス	計	指摘率(B/A)
実地指導対象施設・事業所	123	1,318	1,441	
実地指導施設・事業所 A	26	206	232	
文書指摘を受けた施設・事業所 B	0	7	7	3.0
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数	割合
	件	件	件	%
【人員に関する基準】	0	0	0	0.0
【設備に関する基準】	0	0	0	0.0
【運営に関する基準】	0	7	7	53.8
【介護給付費の算定及び取扱い】	0	5	5	38.5
【その他】	0	1	1	7.7
合 計	0	13	13	100.0

※ 居宅サービスには、介護予防事業を含む

4. R2年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所別）

区 分	介護保険施設・事業所			
	施設 サービス	居 宅 サービス	計	指摘率 (B/A)
実地指導対象施設・事業所	123	1,318	1,441	
実地指導施設・事業所 A	26	206	232	
文書指摘を受けた施設・事業所 B	0	7	7	3.0
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数	割合
	件	件	件	%
【人員に関する基準】	0	0	0	0.0
① 職員の不足、必要な資格がないなど	0	0	0	
【設備に関する基準】	0	0	0	0.0
① 設備居室、病室などの不備	0	0	0	
【運営に関する基準】	0	7	7	53.8
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	0	0	0	
② サービス提供の記録などの不備	0	0	0	
③ 利用料の受領に関する不備	0	1	1	
④ サービスの取り扱い方針の不備・ 不徹底など	0	4	4	
⑤ 運営規程の不備	0	0	0	
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	0	1	1	
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	0	0	0	
⑧ 衛生管理が不十分	0	0	0	
⑨ 個人情報取扱の不備など	0	0	0	
⑩ 苦情解決体制が不十分など	0	0	0	
⑪ 事故発生時の対策が不十分	0	0	0	
⑫ 非常災害対策の不備	0	0	0	
⑬ その他	0	1	1	
【介護給付費の算定及び取扱い】	0	5	5	38.5
【その他】	0	1	1	7.7
合 計	0	13	13	100.0

※ 居宅サービスには、介護予防事業を含む

5. 文書指摘の主な事項（年度別）

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	前年度比
	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	(%)
実地指導対象施設・事業所	1,761	1,455	1,483	1,441	97.2
実地指導施設・事業所 A	542	490	477	232	48.6
文書指摘を受けた施設・事業所 B	45	39	14	7	50.0
指摘率（B/A）	8.3%	8.0%	2.9%	3.0%	103.4
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度 比
【人員に関する基準】	11	16	8	0	0.0
① 職員の不足、必要な資格がないなど	11	16	8	0	0.0
【設備に関する基準】	0	0	0	0	—
① 設備、居室、病室などの不備	0	0	0	0	—
【運営に関する基準】	65	68	9	7	77.8
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	8	8	1	0	0.0
② サービス提供の記録などの不備	2	1	0	0	—
③ 利用料の受領に関する不備	0	1	0	1	皆増
④ サービスの取り扱い方針の不備・ 不徹底など	24	8	5	4	80.0
⑤ 運営規程の不備	2	7	0	0	0.0
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	7	12	1	1	100.0
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	2	9	0	0	—
⑧ 衛生管理が不十分	4	11	1	0	0.0
⑨ 個人情報取扱の不備など	0	5	1	0	0.0
⑩ 苦情解決体制が不十分など	0	0	0	0	—
⑪ 事故発生時の対策が不十分	2	0	0	0	—
⑫ 非常災害対策の不備	4	0	0	0	—
⑬ その他	10	6	0	1	皆増
【介護給付費の算定及び取扱い】	6	12	5	5	100.0
【その他】	0	0	0	1	皆増
合 計	82	96	22	13	59.1

※ 居宅サービスには、介護予防事業を含む

6. 文書指摘事項の具体的内容

(1) 介護保険施設の指摘事項

令和2年度の本県の指導監査対象であった介護保険施設は、介護老人福祉施設69、介護老人保健施設36、介護療養型医療施設15、介護医療院3の計123施設であり、実地指導した施設数は26（実地指導率21.1%）です。

令和2年度においては、文書指摘を行った施設はありませんでした。

(2) 居宅サービス（介護予防を含む）事業所の指摘事項

令和2年度の本県の指導監査対象であった居宅サービス事業所は、訪問介護181、訪問入浴介護9、訪問看護60、通所介護204、通所リハビリテーション113、短期入所生活介護108、短期入所療養介護54、特定施設入所者生活介護31、福祉用具貸与46、福祉用具販売49の計855事業所、また、介護予防サービス事業所は、訪問入浴介護8、訪問看護60、通所リハビリテーション112、短期入所生活介護104、短期入所療養介護54、特定施設入所者生活介護30、福祉用具貸与46、福祉用具販売49の計463事業所、合計1,318事業所であり、実地指導を行った事業所数は206（実地指導率15.6%）です。

このうち文書指摘した事業所数は7（指摘率3.0%）です。

指摘件数は13件であり、運営に関する基準関係が7件、介護給付費の算定及び取扱い関係が5件、その他が1件となっています。

文書指摘の内容は次のとおりです。

【運営に関する基準】

（通所リハビリテーション）

- ・通所リハビリテーション計画を作成せず、利用者等への説明・同意がないまま、ケアプランでサービス提供を行っている。

（福祉用具）

- ・サービス提供に要した費用について、利用者に対して領収証を交付していない。
- ・事業所の従業者ではない者が指定福祉用具貸与を提供している。
- ・福祉用具貸与計画が事業所内に保管されていない。

【介護給付費の算定及び取扱い】

（訪問介護）

- ・初回加算については、初回訪問時又は初回訪問を行った月に、サービス提供責任者が直接サービス提供を行うか又は訪問介護サービス提供時に訪問介護員に同行する必要があるが、同行していないのに加算を算定している。

（訪問看護）

- ・緊急訪問看護加算については、実際に当初計画にない緊急訪問を行った場合は、この加算とは別にサービス時間に応じた単位数を算定できるが、1ヶ月内の1回目については夜間、深夜、早朝加算は算定できないのに加算を算定している。

（通所介護）

- ・個別機能訓練加算Ⅰについては、常勤の理学療法士等が配置されていない曜日に非常勤の理学療法士等だけが配置されている曜日は算定できないが、その曜日に加算を算定している。

（通所リハビリテーション）

- ・サービス提供体制加算については、人員基準欠如に該当しないことが必要であるが、医師が欠員状態であった月に加算を算定している。

【その他】

（福祉用具）

- ・管理者が変更になった場合に、変更届を提出していない。

7. 介護報酬の返還状況（H14年度～R2年度）

	事業所数	介護報酬返還額 (千円)
H14年度	23	75,418
15年度	55	52,442
16年度	92	125,721
17年度	209	67,637
18年度	127	111,543
19年度	62	18,284
20年度	54	11,984
21年度	39	7,140
22年度	69	14,781
23年度	35	63,270
24年度	34	7,967
25年度	43	106,298
26年度	25	26,143
27年度	20	10,301
28年度	12	7,503
29年度	11	11,494
30年度	7	11,328
R元年度	6	7,182
R2年度	5	27,759
計	928	764,195